

令和5年

第8回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和5年8月31日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和5年 第8回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和5年第8回阿賀野市農業委員会総会は、令和5年8月31日(木) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 本田 充	2番 中村 孝幸	3番 齋藤 正人
4番 曾我 憲司	5番 渡辺 隆	6番 上松 千恵
7番 本間 多佳子	8番 皆川 光浩	9番 阿部 萬紀夫
10番 齋藤 瑞穂	11番 菅井 茂	12番 渡邊 悟
13番 笠原 尚美	14番 小林 章男	15番 見尾田 正行

○推進委員

1番 渡邊 聡	3番 圓山 徳明	4番 塩田 亨
5番 那須野 一吉	6番 五十嵐 和則	7番 小林 隆司
10番 長谷川 政男		

3 欠席委員

○農業委員 なし

○推進委員 2番 辻 繁雄、8番 伊藤 剛栄、9番 齋藤 広範
11番 松崎 学

4 遅参委員 なし

5 早退委員 なし

6 会長の命により出席した者

事務局長	五十嵐 明彦
次長	大瀧 秀樹
係長	齋藤 恵
係長	野崎 耕一

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第2号 事業計画変更の承認申請について
日程第5	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
日程第8	議案第6号 実勢賃借料の情報提供について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長
(見尾田)

定刻となりましたので、ただ今より令和5年8月定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は15名です。定足数に達しております。

本日の欠席委員は、ありません。

推進委員の欠席は、2番 辻委員、8番 伊藤委員、9番 齋藤委員、11番 松崎 委員であります。

それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。

1番 本田委員、2番 中村委員、3番 齋藤正人委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認め、議事録署名委員を1番 本田委員、2番 中村委員、3番 齋藤正人委員にすることに決定しました。

続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。

会期については、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。

本日の書記は、五十嵐局長、大瀧次長、齋藤係長、野崎係長であります。

それでは、日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎)

議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転が5件7筆、合計面積が6,702㎡です。

受付番号8番、金淵字井浦(いうら)、地目、台帳・現況とも畑、地積221㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額13,000円の売買です。

この案件は農地法の改正により、令和5年4月1日から下限面積が撤廃されたことにより申請が可能となった案件であり、譲受人は家庭菜園として利用する旨、確認済みです。

続きまして受付番号9番、法柳新田字前川原(まえがわら)、地目、台帳・現況とも畑、地積326㎡、これを含めまして2筆782㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額300,000円の売買です。

こちらの案件も農地法の改正により、令和5年4月1日から下限面積が撤廃されたことにより申請が可能となった案件であり、譲受人は家庭菜園として利用する旨、確認済みです。

続きまして受付番号 10 番、山寺字笹鼻（ささばな）、地目、台帳・現況とも畑、地積 1,487 m²、これを含めまして 2 筆 3,070 m²です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額 835,780 円の売買です。

続きまして受付番号 11 番、山寺字笹鼻（ささばな）、地目、台帳は原野、現況は畑、地積 1,205 m²です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額 328,060 円の売買です。

続きまして受付番号 12 番、山寺字笹鼻（ささばな）、地目、台帳は原野、現況は畑、地積 1,424 m²です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額 387,690 円の売買です。

以上ですが、

本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

受付番号 8 番、9 番については、今後、半年程度を経過後、担当推進委員へ現地調和要件確認を再度依頼します。

以上で議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長
(見尾田)

事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。お諮りします。

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第 4 議案第 2 号 事業計画変更の承認申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いいたします。

事務局
(野崎)

議案書 3 ページをご覧ください。
議案第 2 号 事業計画変更の承認申請について説明いたします。
受付番号 5 番、当初計画者や変更後の土地所在地などは記載のとおりです。
変更後の土地の所在が福永字向野(むかいの)、合計 4 筆で 2,507 m²の内 1,782 m²です。
当初計画内容は、砂利採取事業に伴う搬出入路及び表土置場です。
事業計画変更の理由ですが、当初計画者は砂利採取を行うための搬出入路及び表土置場として、令和 4 年 3 月 25 日付け阿農委第 21 号で承認を得て使用してきましたが、12 筆を砂利採取事業で申請するため、計画面積を減にして変更申請するものです。
場所につきましては、4・5 ページの位置図・案内図をご覧ください。
安田地区、砂山集落の北に位置する場所にあります。
6 ページは、更正図に変更後の申請地を塗りつぶしで表示しております。
7 ページの平面図に、変更で削減する箇所(洗車場とその傍にある表土置場等の部分)と変更後の搬出入路及び表土置場(図面右側に残る部分)を表示しております。
以上で議案第 2 号 事業計画変更の承認申請について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地調査報告をお願いいたします。
5 番案件について、1 番 本田委員より、現地確認報告をお願いします。

委員
(本田)

1 番 本田です。今月 25 日に現地調査に行つてまいりました。内容の方は事務局の説明のとおりでございます。7 ページをご覧ください。図面の点線部分で書かれている右側の洗車場等表土置き場こちらを変更するということと同つてまいりました。計画変更後の表土置き場も既存の表土置き場に表土をストックするということで、そのあたり計画変更問題ないと判断してまいりました。隣地の地権者等も協議済とのことですので、問題無いと判断してまいりました。皆様の慎重なる審議よろしくをお願いします。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。
これから審議に入ります。
議案第 2 号 事業計画変更の承認申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長
(見尾田)

質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第 2 号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認めます。
したがいまして、議案第 2 号 事業計画変更の承認申請について、原案の

とおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

(事務局説明)

事務局
(野崎)

議案書の9ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号18番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字向野(むかいの)、合計19筆で9,277㎡の内7,350㎡です。

転用目的は砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです

工事期間が令和5年9月25日から令和7年3月24日までです

農地区分は第1種農地になっており原則許可できない場所ではありますが、転用事由が砂利採取事業による一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。実施後は、原形復旧の予定となっております。

詳細につきましては、記載のとおりです。

場所につきましては10・11ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区砂山集落の北側に位置する農地になります。

12ページは更正図で、申請地を黒枠で囲って表示しております。

13ページは平面図で土地利用計画図を兼ねております。

続きまして、14ページになります。

受付番号19番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が福永字中新田(なかしんでん)、合計2筆で257.49㎡です。

転用目的は駐車場造成、工事期間が、許可日から令和6年3月31日までです。

農地区分につきましては、籠田集落の住宅が連たんしている区域内にあり、第3種農地と判断いたしました。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、隣地で店舗を営営するため該当地を購入して来客用駐車場を造成するものです。その他詳細につきましては記載のとおりです。

場所につきましては、15・16ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区 籠田集落内に位置する場所になります。

17ページは更正図で、申請地を塗りつぶして表示しております。

18ページは土地利用計画図・排水計画図です。

車10台分のスペースを確保する計画です。雨水は申請地北側の側溝に流れる計画になっております。

水路に対し、のり面締固めを行い、土側溝を整備して使用することについて、土地改良区と協議済みであります。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地調査報告をお願いいたします。

18番案件について、8番 皆川委員より、現地確認報告をお願いします。

委員 (皆川) 8番 皆川です。今ほど事務局の説明のとおりでありまして、場所的には5番案件のすぐとなりの場所です。そのまた奥で砂利取りをしておりますので、信頼のおける業者であるので、問題無いと見てまいりました。以上です。

議長 (見尾田) ありがとうございます。
続きまして、19番案件について、7番 本間委員より、現地確認報告をお願いします。

委員 (本間) 7番 本間です。現地確認に行つてまいりました。今ほどの事務局の説明とおりであります。土側溝も土に埋まっている状態でしたが、きちんと整備して使うと言うことで、ありましたし、集落の方も協力的で色々教えてくださるとのことでありました。問題無いと見てまいりました。
なおも、皆様の慎重なる審議よろしくをお願いします。以上です。

議長 (見尾田) ありがとうございます。現地確認報告が終わりました。
これから審議に入ります。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (見尾田) 質疑なしと認めます。お諮りします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (見尾田) 異議なしと認めます。
したがいまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 齋藤係長 —

続きまして、日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

齋藤 係長、お願いします。

事務局 (齋藤) 「議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明申し上げます。
今月の受付状況は、所有権移転 1件 1筆 1,927.00㎡
19ページをご覧ください。
譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。

なお、譲受人は、認定農業者です。
それでは、左より 受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます
1番 下山屋字前田 1,927 m² 10a 当り 630,000 円の売買です
以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の要件である 農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること
利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である 農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
農作業に、常時従事すると認められること。
利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である 地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと 見込まれること。
利用権を設定する土地について、関係権利者 全ての同意が得られていることの各要件を 満たしていると考えます。
また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。
以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による 農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長
(見尾田)

質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認めます。
したがって、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 古田島農林企画係長 —

続きまして、日程第7 議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、を議題といたします。
担当課の説明をお願いします。
農林課 古田島 農林企画係長、お願いします。

農林課
(古田島)

別冊をご覧ください。議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、意見を求めるものです。令和5年4月改正農業経営基盤強化促進法の施行により、県の基本方針が変更されたことから市の基本構

想を変更するものです。農業経営促進法は、育成すべき農業経営の目標を明確にし、その目標に向けて農業経営を改善するものに対して、農用地の集積を図って経営管理の合理化を促進するための措置を講ずるものです。県が基本方針を定めそれに基づき市が基本構想を作成することとなっています。

別冊1ページをご覧ください。主な変更点は2点です。

1点目。農業を担う者の確保及び育成に関するものです。

具体的には、農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農希望者の受入体制の確保、市が主体的に行う取組みなどを追加しています。

2点目。農用地の効率的かつ総合的な利用に関するものです。

具体的には、農業経営基盤強化促進法の改正により、地域計画の策定が規定されたことで、地域計画の策定を通じた地域の合意形成による農用地の集団化、地域計画策定における協議の場の設置方法などを追加しています。なお、令和3年度以来の改正となることから実勢や法改正による修正を行っております。

別冊3ページをご覧ください。

基本構想（案）全文は3ページ以降に掲載しております。

また、別冊35ページをご確認ください。

変更箇所がわかる新旧対照表は35ページ以降に掲載しております。

市の基本構想について意見を伺いました後、県から同意を得て、変更となります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についての説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。

担当課の説明が終わりました。これから審議に入ります。

議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長
(見尾田)

質疑なしと認めます。お諮りします。

議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 大瀧次長 —

議長
(見尾田)

続きまして、日程第8 議案第6号 実勢賃借料の情報提供について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。
大瀧次長、お願いいたします。

事務局
(大瀧)

(事務局説明)

それでは、本日配布させてもらいました資料の3番目になります。

別冊となっております。議案第6号 実勢賃借料の情報提供についてをご説明申し上げます。資料の1ページ目をご覧ください。令和5年度賃借収集についての分析の考え方でございます。昨年度と同時期でございますが、令和4年6月から今年の5月を収集範囲としまして、賃借データ5,796筆につきまして、収集・分析のうえ実勢賃借料の情報提供のため情報提供地図を作成いたしました。分析の結果につきましては、ご覧の資料の1ページ目のおりでございますが、1ページの裏面には、農業委員会が行う賃借料情報提供についての根拠法令そして、運用通知の内容を記載させていただいております。平成21年にですね、農地法の改正によりましてそれまで標準小作料ということで、設定されておりましたけれども、そちらの廃止に伴う以降につきましては賃借料情報の提供をするということとなっております。運用通知の内容につきまして作成いたしました。資料をめくっていただきますと2ページ目でございますが、A3のものでございます。阿賀野市内農地賃借料情報としておりますが、情報提供地図のこちらの公表及び周知につきまして、本日の総会でお諮りをしご承認を頂いたのち市長への報告また阿賀野市ホームページへの掲載更には、関係機関、農協、農林課及びうちの事務局の方の各窓口に関合せ資料ということで、設置を依頼していきます。また情報提供地図を広報あがの10月1日号に掲載していただき、市内全戸配布により広く周知をする予定にしております。情報提供地図の裏面でございますが、左側に全国農業新聞、そして農業者年金の情報、右側には、今年4月に改定となりましたが、現在適応期間中であります。阿賀野市農作業労務標準賃金表を記載しております。ご覧の両面刷りにつきましては、窓口設置用でありまして、市長報告、広報あがの掲載につきましては、裏面の記載ではなく、表面のみの地図の掲載として予定をされております。情報提供地図の左側の上には、賃借契約の際には、圃場条件、現価の農業情勢を考慮した上、貸し手借り手両方で協議をし、賃借料を決定していただきたい。その旨を例年同様、明記をさして頂いております。分析の状況におきましては、資料の3ページ目に参考資料ということで、付けてございます。ご覧いただきたいと思っております。他の賃借といたしましては、左上から安田地区その下に笹神地区としております。2地区共に1から3の区分としております。右上には水原地区その下に京ヶ瀬地区としております。いずれも地区全体で区分ということになっております。京ヶ瀬地区の下には、市全体として畑の賃借を掲載しております。内容につきましては、例年同様に地区分けということでさせていただいております。小作料の支払いにつきましてですが、現金と物納の2種類ということでございます。地域によりまして割合がことになっております。また、最低、最高額を前年と比較した場合には、地域によって増も減も表示しております。平均の額を前年と比較してみますと田全体といたしましては、値下がりもしくは、同額の結果となっております。現金の支払いは安田の1地区においては、千円の値下がり2地区は昨年と同額3地区については事例がございませんでした。笹神1地区は、千三百円の値下がり2地区は昨年と同額3地区は三百円の値下がりであります。水原地区は、全体で五百円の値下がり、京ヶ瀬地区は全体で、三百円の値下がりとなっております。また、物納につきましてですが、安田1地区同じく2地区については、1キロの減、3地区は事例がありません。笹神地区は昨年同様でございますし、2地区地区については、

2 キロの減、3 地区は1 キロの減とというこになっております。水原地区は、1 4キロの減、京ヶ瀬地区は、2 1キロの減ということになっております。調査は、前年度農業委員会で、契約手続きをされた案件を集計しております。令和3年度につきましては、8, 3 3 2筆、昨年令和4年度については、8, 9 9 9筆と推移しては、今回の集計に筆数につきましては、5, 7 9 6筆ということでございます。更新時期の該当が少ない年度であったかということで捉えております。他の賃借全体としましては、現金払いとして2, 9 8 8筆の減、物納が2 1 8筆の減でございます。合計で、3, 2 0 5筆約2 8 2ha賃借料の実例数として減少となっております。全体の割合でございますけれども、9 1. 4%が金額による契約でございます。物納は、8. 6%と昨年と比べますと元金払いの場合が0. 7 5%下がりまして、同じ割合で物納が上がっているというような状況であります。また、畑につきましては、実例数が少なくて件数といたしましては3 4件ということでありまして、昨年より2件の増となっております。賃借料としては昨年比4 0 0円の値下がりとなっております。以上で実勢賃借料の情報提供について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
議案第6号 実勢賃借料の情報提供について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

1 4番小林委員。

委員
(小林章男)

1 4番小林です。今の話しをどうこういう訳では無いですが。以前には、隣接関係下越地区のその標準価格が出たことがあるわけですが、近年値下がりするなかにおいても、下越地区の中では高いと感じている訳ですが、隣接関係はどのようになっているか。例えば、聖籠とか。

事務局
(大瀧)

隣接の単価については、詳細には把握しておりませんが、阿賀野市よりも低い単価ということで、全般的には聞いております。

委員
(小林章男)

下越地区で、この辺が一番高いのでは、

事務局
(大瀧)

とも聞いております。

議長
(見尾田)

よろしいでしょうか。他にご質疑がございましたらお願いいたします

委員

(「なし」 の声)

議長
(見尾田)

質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第6号 実勢賃借料の情報提供について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」 の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認めます。
したがって、議案第6号 実勢賃借料の情報提供について、原案のとおり

り承認し、許可することに決定いたしました。

以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

－ 14時14分終了 －

